

豊橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱取扱基準

この基準は、豊橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第13条に基づき定めるものです。

番号	該当条	取扱い
1	第2条(1)、(4)関係 第4条第1項(2)関係	道路と敷地の高さが異なる場合で、ブロック塀等が敷地の土留めを兼ねている場合、その土留め部分の個所は撤去の対象外となります。 なお、この場合の撤去の範囲はブロック単位で判断します。
2	第2条(1)関係 第4条第1項(1)関係	以下に掲げるものは補助の対象外となります。 ①門柱（塀部分と構造、形状が明らかに異なるもので、門扉等の設置のため設けられたもの） ②ブロックの1丁幅で積まれたもの。
3	第4条第1項(1)関係	建築物の敷地が複数の道路に接する場合は、接する道路すべてが対象となります。
4	第4条第1項(1)関係	道路境界（建築基準法に基づく道路後退をしている場合は後退線）に沿って設置されたブロック塀等が補助の対象になります。隣地境界に設置されたブロック塀等は補助の対象外となります。
5	第4条第1項(1)関係	駐車場、植栽帯、門扉等の出入口廻りの人だまり等のため、道路境界（建築基準法に基づく道路後退をしている場合は後退線）より敷地の内側に控えて設置されたブロック塀等は補助の対象外となります。
6	第4条第1項(1)関係	開渠の水路やフェンス等で囲まれている等、一般に人が通行することができない構造のものが敷地に接している場合、その幅員が1m以上の場合は道路に接しているとみなしません。（補助の対象外となります。）
7	第4条第1項(1)、 (2)関係	道路に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等を全て撤去することが補助の要件ですが、補助対象外となるものについての撤去は要件としていません。
8	第5条の2第3項関係	調査は、原則、申請者等の立会により実施します。
9	第7条第1項関係	申請者、補助金額、補助対象となるブロック塀等の撤去範囲以外の変更は軽微な変更として取り扱います。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。